

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けで請求人に対してした同法による療養補償給付（移送費）、休業補償給付、遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月、A会社に雇用され、以後、飲食業、運送業などの業種にて就労し、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、B会社において介護タクシー乗務員として就労した。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院にて、肺腺がんにより死亡した。請求人によると、死亡翌日に被災者の病理解剖を行い、同年〇月〇日、医師から被災者の肺がんはアスベスト（以下「石綿」という。）が原因であると説明をされたという。死亡診断書には、直接死因「肺腺癌」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は石綿ばく露が原因であり、業務上の事由によるものであるとして監督署長に療養補償給付、休業補償給付及び遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及びこれによる死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者は、乾燥肺重量1g当たりの石綿小体が5,550本あり、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あることが明らかであるとして、被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものであると主張している。

(2) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 肺がんの原発性

被災者に発症した疾病は、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の診断（意見）書、同年〇年〇月〇日付けE医師作成の診断（意見）書及び同〇年〇月〇日付けF医師作成の意見書から、当審査会としても原発性肺がん（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

(4) 石綿ばく露に関する医学的事項

ア 石綿肺

石綿肺の所見について、D医師は、同医師の上記の診断（意見）書において、要旨、「細気管支、呼吸細気管支周囲の軽度線維化を認める」と述べ、石綿肺有りとし見している。

一方、E医師は、同医師の上記の診断（意見）書において、要旨、「右下肺野は少なくとも不整形0/0又は0/1、CTもSPLSは読めない」と述べ、石綿肺無しと所見している。

以上の両医師の所見を踏まえ、F医師は、同医師の上記の意見書において、要旨、「CT画像から、石綿肺（第1型以上）の所見は認められない」と述べている。

当審査会としても、E医師及びF医師の意見は妥当ものと考え、石綿肺には該当しないものと判断する。

イ 胸膜プラーク

胸膜プラークの有無について、D医師は、同医師の上記の診断（意見）書において、「背側の左右胸膜にびまん性に認めた」と意見し、E医師は、同医師の上記の診断（意見）書において、「CT、剖検から胸郭1/4を越えるプラーク有り」と意見し、F医師も同医師の上記の意見書において、「胸壁内側の1/4以上の胸膜プラークの所見が認められる」としており、当審査会としても、これらの意見は妥当なものと考え、胸膜プラークは胸壁内側の1/4以上の広がりがあるものと判断する。

ウ 石綿小体

平成〇年〇月〇日付けG医師作成のアスベスト小体計測結果報告書によれば、被災者のホルマリン固定肺標本より、アスベスト小体濃度5,550本/g（乾燥肺重量）のアスベスト小体が検出されたことが認められる。

(5) 石綿ばく露状況

被災者の職歴は、制度共通被保険者記録照会回答票や関係者の証言によれば、昭和〇年〇月から平成〇年〇月に及ぶものであるが、以下、時系列に沿って、職種ごとに被災者の石綿ばく露状況を検討する。

ア 機械組立工（昭和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日）

A会社では、被災者は、バター・味噌・羊羹を充てんする機械の製造・修理の作業を行っていたものであり、同期入社の子社員は、要旨、「機械や部品に石綿は全く含まれていなかった。」と述べ、同社の事務担当者も、要旨、「機械の据え付けは専門の業者が行い、石綿ばく露作業はなかった。」と述べていることから、当審査会としても、被災者が石綿ばく露作業に従事したとは認められないものと判断する。

イ 喫茶のサービス係等（昭和○年○月○日から同○年○月○日、平成○年○月○日から同○年○月○日）

被災者は、H食堂、I会社、Jホテル、K会社、Lホテル、M会社、N会社、喫茶店Oにおいて、概ね喫茶のサービス係に従事したことが認められる。

H食堂及びI会社について、元妻は、要旨「レストランで働いていた。厨房に入ることはあったが、ホール内の作業が主だったとのこと。』と述べている。

Jホテル及びM会社では、元同僚は、要旨、「被災者は、ホテルのバーテンダーとして甘味を作る作業などをしており、石綿などが使われている大型のオーブンなどは使用していない。被災者が厨房に出入りすることはない。また、Jホテル及びM会社で、被災者が作業していた場所には、石綿は一切使われていなかった。」と述べている。

Lホテルの元従業員は、要旨、「被災者は、本館の喫茶部門の給仕で、調理器具を使っていたとしても大型の業務用ではない冷蔵庫ぐらいであった。」と述べている。

P会社においては、元妻は、要旨、「ホテルのレストランで勤務し、厨房での作業が主で、簡単な調理作業は行っていた。」と述べているものの、ホテルの建物に石綿の使用は確認されていない。

喫茶店Oについて、元妻は、要旨「被災者は、喫茶店Oで、コーヒーや甘味を作っていただけで、設備には触れていなかった。」と述べ、建物の管理者も、要旨、「同建物にアスベストは使用されていない。」と述べていることから、石綿ばく露作業は認められない。

請求人らは、被災者の石綿ばく露作業への従事期間は、複数の事業場で、「調理補助」として厨房への出入りを含む作業に13年1か月従事しており、これは明らかに石綿ばく露作業に当たると主張するが、元妻及び元同僚等の上記申述から、バーテンダー及び喫茶のサービス係として働いていたものであり、当審査会としても、この期間について、石綿ばく露作業に従事したと認めることはできない。

ウ 自動車の運転手等（昭和○年○月○日から平成○年○月○日、同○年○月○日から同○年○月○日）

被災者は、Q会社、R会社、S会社、T会社、U会社、V会社、W会社、

X会社、Y会社及びB会社において、車で移動しての本の販売、建築資材運搬、コンビニエンスストアの店舗配送及びタクシー運転手等の業務に従事していた。

このうち、Q会社及びR会社については、請求人によると、要旨「被災者は、本の販売に従事していた。車での移動が多く、多少の車整備を行っていた。」と述べているが、事業場関係者から石綿ばく露の状況が確認できていない。

建築資材運搬の運送業であるS会社の代表取締役は、要旨、「被災者は、足場関連の資材を運搬していたが、足場は建設前の何もない現場あるいは改修工事開始前の現場に搬入し、建物が完成後に撤去するものであり、石綿を使っているような現場に行くようなことはない。」と述べている。

T会社及びV会社において、被災者は、コンビニエンスストアの配送運転手をしていたが、両者の総務担当は、おのおの、石綿にばく露する作業はなかったと述べており、W会社、X会社及びY会社では、タクシーの運転業務を行っていたものであり、石綿ばく露作業に従事したことは確認されなかった。さらに、B会社においては、介護タクシーの運転業務に従事していたものであり、これも石綿にばく露する作業でないことは明らかである。

上記のとおり、この期間についても、当審査会としては、被災者が石綿にばく露する作業に従事したとは認められないものと判断する。

エ 以上のことから、当審査会としては、被災者が石綿ばく露作業に従事していたとは認めることができない。

(6) 上記のとおり、被災者に発症した本件疾病は原発性の肺がんであり、胸膜プラーク等の所見は認められるものの、石綿ばく露作業への従事期間は認められず、業務上石綿にばく露したとは判断できないことから、被災者に発症した本件疾病及びこれによる死亡と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。